

## 平成17年度 第2回 鳥取大学経営協議会 議事要旨

日 時 平成17年11月8日(火) 午後3時00分  
場 所 鳥取県立県民文化会館 第3会議室  
出席者 永瀬 正治, 長田 昭夫, 長谷川善一, 古澤 巍, 吉岡 秀樹,  
能勢学長, 高木理事, 安藤理事, 石部理事 の各委員  
欠席者 片山 善博, 中村副学長  
[陪席者] 林監事, 重政理事, 岩崎理事, 小林副学長,  
岡田地域学部長, 副井工学部長, 本名農学部長

### 議 事

#### 1. 鳥取大学職員の給与に関する方針(案)について

学長から、鳥取大学職員の給与に関する方針(案)について審議願いたい旨の提案があり、総務部長から、資料1に基づき、職員の給与について人事院勧告に準拠して月例給を平成18年1月から引き下げるここと、期末・業績手当の引き上げ(0.05月分)を18年度から実施すること、並びに給与構造の抜本的な改革について18年度から実施する旨説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

また、給与の改定については、今後過半数代表者の意見を聞いた上で関係諸規則等について、所要の整備を行うこととなるが、規則改正等については役員会に一任願いたい旨の提案があり、了承された。

#### 2. 鳥取大学職員の退職手当に関する方針(案)について

学長から、鳥取大学職員の退職手当に関する方針(案)について審議願いたい旨の提案があり、総務部長から、資料2に基づき、職員の退職手当について、本学に交付されている退職手当相当額の運営費交付金が国家公務員の水準で積算されることなどを考慮し、国家公務員等退職手当法の改正に合わせて本学の退職手当を同法に準拠することとし、平成18年4月1日から実施する旨、また、平成17年度は給与改定に併せて退職手当も改定する旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

また、退職手当の改定についても、今後過半数代表者の意見を聞いた上で関係諸規則等所要の整備を行うこととなるが、規則改正等については役員会に一任願いたい旨の提案があり、了承された。

なお、委員から次のような意見があった。

- 給与及び退職手当については、今後も人事院勧告に沿って行うこととなるのか。独自に定めて行くことが法人化のメリットではないのか、
- 4.8%減といつても現給を保証する規程もあり、大幅な改正といえないのではないか。
- 公務員並に下げたのは理解できるが、もっと下げてもよいのではないか。
- 私大の場合は大学によってそれぞれ事情が違う。法人化は始まったばかり

であり、これから徐々に給与格差が出てくるのではないか。

- 大学として人材を求める際に、研究主体なのか教育主体なのかをハッキリさせ給与制度そのものをもっとメリハリのあるものにすればよいと思う。  
人事院勧告の制度はよく考えられたものであるが、今後、給与体系について国立大学法人全体の動きを見る必要がある。
- 給与だけでよい先生が来るのかどうか、別の視点で検討することも必要ではないか。
- 民間だと、5%減といえば実質的に減額となるが、現給保証のシステムがあり、このようなことでよいのか疑問がある。人件費を下げた結果に伴う経費をどのように活かすのか、使途を検討する必要があるのではないか。

### 3. 平成18年度予算編成方針について(案)

学長から、平成18年度予算編成方針について審議願いたい旨の提案があり、財務部長から、資料3に基づき、法人化3年目を迎える大学運営を盤石なものとするため、①教育の重視、②附属病院の経営基盤の確立、③人的資源の有効活用を基本方針とし、メリハリのついた予算編成とする旨説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

引き続き学長から、配付資料に基づき、11月7日に開催された国大協総会の情報として、配付資料「平成18年度国立大学法人運営費交付金概算要求イメージ」により、要求額は前年より多いが、シーリング(△3%)の影響を受けるので厳しい財政状況となる旨の説明があった。

### 4. 剰余金の取り扱いについて(案)

学長から、剰余金の取り扱いについて審議願いたい旨提案があり、財務部長から、資料4に基づき昨年度の剰余金は31億円であるが、国立大学時代から承継した資産等が収益として計上されており、実質的には7億円程度であること、また、大学の経営努力認定について財務省の認可が必要であり、文部科学省において11月中旬を目途に財務省と折衝中である旨の説明があり、審議の結果、原案どおり承認した。

引き続き学長から、剰余金については、アスベスト対策等にも充当する予定である旨の説明があり、了承された。

### 5. 補正予算の取り扱いについて(案)

学長から、補正予算の取り扱いについて審議願いたい旨の提案があり、財務部長から、資料5に基づき、剰余金が認められた場合等における補正予算の手続き等について概要説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

引き続き学長から、現段階では剰余金がそのまま大学に還元されるかどうかが未定であり、結果として補正予算として措置できるようであれば次回に検討したい旨発言があった。

## 6. その他

学長から、11月7日に開催された国立大学協会総会で、平成18年度入学料について財務省が値上げを示唆しており、入学料を上げるのか、施設設備費として別途徴収するのか等について文部科学省との交渉が行われていること、入学料・授業料等の収入積算が標準額でなされていることから値上げを行わないといと収入が減り経営が難しくなるので、本学としても値上げを行う方向とい旨発言があり、これを承認した。

なお、委員から次のような意見があった。

- 地方の国立大学が私学並みに学生負担を上げるのは問題があるのではないか。
- 中間階層の分裂がすでに起こりつつ有り、高収入＝高学歴となるのは如何なものかと思う。学生負担はできるだけ低く抑える必要があるし、奨学金等で広く補償する制度作りが必要ではないか。
- 国立の授業料等が上がれば私立と変わらなくなるので、法人の制度について抜本的な改革が必要ではないか。
- 高等教育の充実には国立大学の存在がなければならないという雰囲気を作ってほしい。

## 報 告

報告事項については、資料提供により説明は省略した。

閉会 午後5時10分